

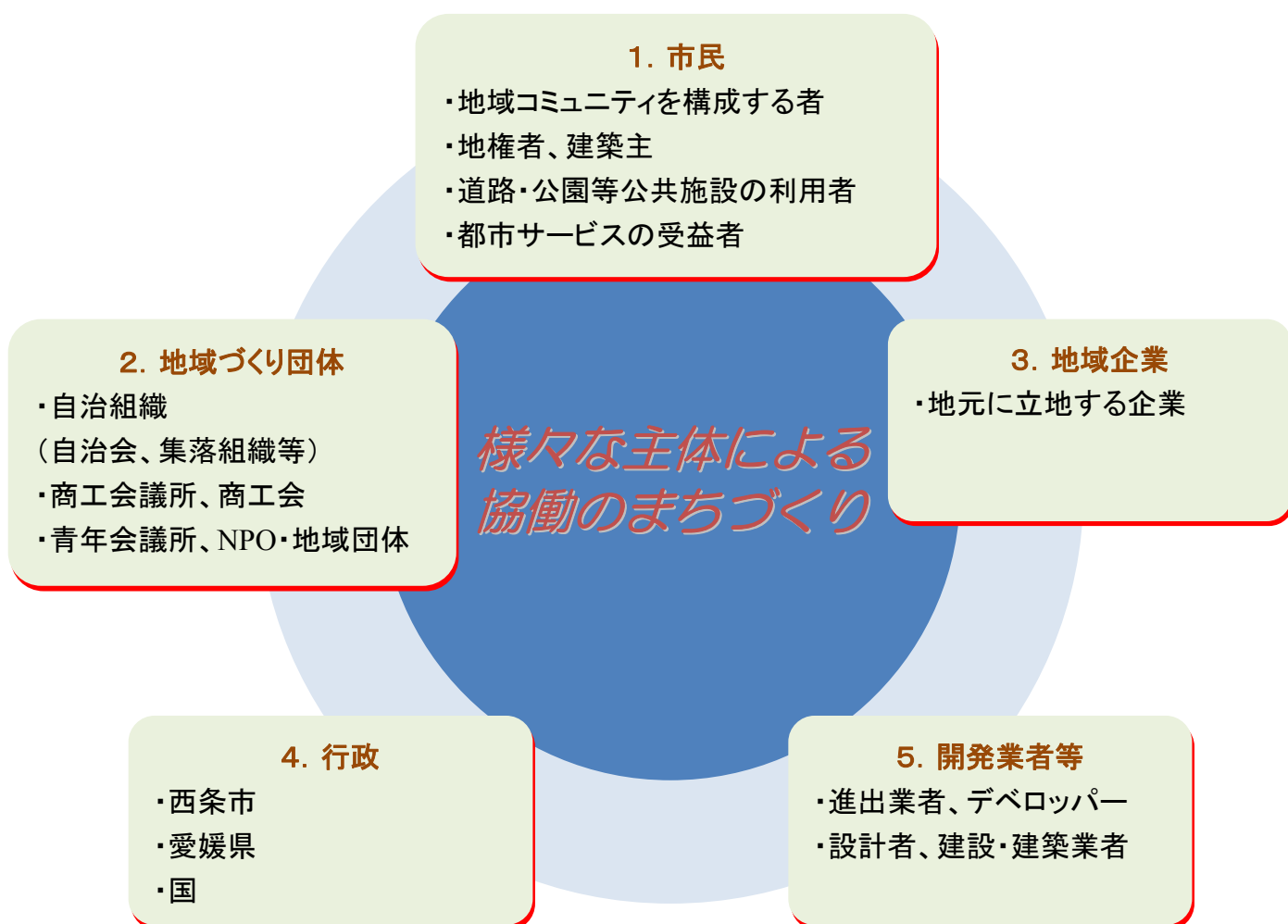
## 第6章 実現化のための方策

### 1. 計画の実現に向けて

#### 1-1. まちづくりにあたっての役割分担

西条市のこれからのまちづくりを実践していくためには、市民、地域づくり団体、地域企業、開発業者等、行政がそれぞれ役割を果たし、相互協力したまちづくりを進めます。

#### ●協働のまちづくりのイメージ



---

## 1-2. 都市づくりの推進と取組み

### (1) 市民とのマスタープランの共有

今後のまちづくりにおいては、市民の参加が特に重要であり、市民と行政が共有する“まちづくりの基本方針”として、本マスタープランを広く周知したうえで、さらに市民の意見を求める場を設けていく必要があります。

そのため、パンフレット等の配布、インターネットによる情報交換、まちづくりシンポジウムの開催等、情報提供及び意見交換の機会の増進に努めます。

### (2) 住民参加型まちづくり事業の展開

地域別構想は、地域の課題や特性を踏まえた地域将来像を提案したもので、今後これをたたき台に、地域住民との意見交換の場を設けながら、具体の事業化に向けて積極的な展開を図ります。

また、こうした活動を通じて、将来的には住民主導でまちづくりが展開される体制の確立を目指します。

### (3) 住民によるまちづくり活動の支援

住民主導のまちづくり活動を定着させるため、前述の事業展開のほか、個々のまちづくり活動を支援するため、以下の制度や体制の確立を図ります。

- ①まちづくり情報の提供（ライブラリーの設置、人材、組織バンクの設置 等）
- ②まちづくりの啓発・アドバイス（専門家の派遣、講習会の開催、広報活動の展開 等）
- ③住民からの提案の事業化に向けた、まちづくり検討業務の推進

### (4) 関係機関との協力・調整

まちづくりの展開においては、市行政内の協力体制はもとより、国、県、隣接市町など関係諸機関との連携が不可欠です。そのため、今後とも本マスタープランへの理解、協力を得られるよう、密接な連携体制を保持していきます。

## 2. 都市計画マスタープランの見直し

都市計画マスタープランは、社会経済情勢の変化などにより、まちづくりに関する新たな対応が必要となる場合には、見直しを行うこととしています。

また、人口、土地利用動向、産業構造、行財政など、都市計画マスタープランを構成するフレームが大きく変化した場合には、随時、必要かつ適切な見直しに取り組みます。

なお、見直しに際しては、本マスタープランの方針を基本としながら、策定委員会の設置や住民参加手法の工夫等により、より一層のマスタープランの充実を図ります。

## 参考資料

### 1. 西条市都市計画マスタープラン策定委員会委員

	役 職	氏 名
1	副 市 長	わたなべ たかなお 渡部 高尚
2	総 務 部 長 代 理	ささき しゅうじ 佐々木 修次
3	財 務 部 長	しのみや たかし 四之宮 孝司
4	市 民 安 全 部 長	くにた たくじ 國田 卓二
5	保 健 福 祉 部 長	ふじた よしのり 藤田 義規
6	生 活 環 境 部 長	ささき たかつぐ 佐々木 和乙
7	企 画 経 済 部 長	いとう りょうじ 伊藤 良二
8	農 林 水 産 部 長	ふじおか よしひで 藤岡 芳秀
9	建 設 部 長	あさぎ もとむ 浅木 求
10	建 設 部 技 監	まつもと ひでお 松本 秀應
11	上 下 水 道 部 長	かわはら かずお 川原 和夫
12	施 設 管 理 局 長	みさき のりふみ 三崎 宣文
13	消 防 長	にしはら たかお 西原 孝雄
14	教育委員会管理部長	ほそかわ ひでみ 細川 秀美
15	教育委員会指導部長	くにた のりよし 國田 典良
16	議 会 事 務 局 長	さいき こういち 佐伯 浩一
17	東 予 総 合 支 所 長	なばえ さとる 難波江 覚
18	丹 原 総 合 支 所 長	たぐち さなえ 田口 早苗
19	小 松 総 合 支 所 長	とだ ひでお 戸田 秀夫
20	周 桑 病 院 事 務 局 長	とくなが ひろひさ 徳永 博久